

公共サービス改革法に基づく民間競争入札（公害健康被害補償業務の徴収業務）に関する質問の回答について

平成 20 年 12 月 11 日
独立行政法人環境再生保全機構

整理番号	対象箇所	ご質問内容	ご質問に対する回答
4	入札説明書 P. 4	事業実施の具体的方法の「従前の方法と異なる場合には、説明する書類を添付すること」とありますが、添付書類は様式 5- の書式でなくてもよろしいでしょうか。 また事業実施の具体的方法について、枚数制限はありますか。	様式 5- に添付する書類についての様式は特に定めておりません。 また、枚数の制限もありませんが、理解しやすいように具体的に記載してください。
5	入札説明書 P. 2 7	提出書類のうち、入札参加事業者（法人）の親会社（法人）の役員の住民票の写しについて、提出は必要ですか。	入札参加資格事業者との間に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令」第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当する関係を有する者については、提出が必要です。
6	入札説明書 P. 3、2 7	様式 6 は 2 部提出とあるが、入札参加事業者（法人）の親会社（法人）の役員の住民票の写しについても 2 部必要ですか。	住民票の写しについては、1 部提出してください。
7	その他	申告関係書類は、機構から落札業者に一括で納入されますか。	一括納入または、指定の箇所（従前は 1 5 6 箇所）に納入が可能です。 なお、機構からの納入分（申告書及び納付書）と、業者からの納入分（申告書及び納付書以外の書類）があります。
8	その他	納入される場合、どのような形式（ダンボール何箱？）かご教示ください。 また、随時納入も可能でしょうか。	納入にはダンボール箱等を使用する予定です。 最終的な箱数については未定ですが、従前は約 5 5 0 個（大小含む）でした。 また、工場・事業所からの追加要望に対応するための予備分も含めて納入いたしますので、申告関係書類に不足が生じた場合等の随時納入は考えていません。

9	実施要項 P.1	実施要項2(1)に 「次に掲げる申告関係書類を送付すること。」 という記載がございます。 郵送に関する費用は受託事業者負担という理 解で宜しいでしょうか。	郵送に関する費用及び事業所毎に仕分けする費用も、受託事業者 の負担となります。
10	実施要項 P.1	整理番号9の費用負担が受託事業者である場 合、郵送の方法について指定はございますか。 (郵便、メール便いずれでも問題ないでしょ うか。)	郵送の方法については、指定はありません。 申告関係書類が工場・事業所に確実に送付できる提案をお願いし ます。
11	実施要項 P.1	整理番号9の費用負担が受託事業者である場 合、郵送物の重量によって郵送費が変わって くるため、郵送物の重量をご教示頂けません でしょうか。	申告関係書類の重量は、一般的な例ですが、1工場・事業所あた り約370グラムとなります。 ただし、「年間排出量の過程を示す書類」等の送付枚数により、申 告関係書類の重量も変化します。
12	実施要項 P.6	実施要項6(1)に 「評価項目については、各項目に示す評価項 目以外の項目であっても、創意工夫が十分認 められる提案内容であれば、加点の対象とす る。」とありますが、この部分の審査をどの ように行う予定でしょうか。 (これで加点の対象となった場合、点数は現 在の7つの加点項目のどこかに配賦されるこ とになるのでしょうか。)	各項目に示す評価項目以外の項目についても、評価委員会の中で 審査します。 また、加点の対象になった場合は、7つの項目の該当する項目の 中で加点します。